

答申第13号  
平成18年3月29日

石川県警察本部長 干場謙二様

石川県個人情報保護審査会  
会長 鴨野幸雄

個人情報の取扱いに関する例外事項等について（答申）

平成18年3月3日付けで諮問のあった標記の件について、その理由や必要性等について審査した結果、当審査会の意見を別紙のとおり答申します。

なお、今回諮問のあった事項のうち、類型諮問事項については、今後、類型に該当する新たな事務が生じた場合につきましては、当審査会への諮問は要しませんが、類型への該当性の判断は、実施機関において厳格に行うこととし、該当性を判断しがたい事務や、特に慎重な取扱いを要すると考えられる事務につきましては、改めて当審査会に諮られるよう要望します。

また、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるよう要請します。

(別 紙)

1 思想、信条等に関する個人情報の取得の制限の例外事項について  
(改正条例第4条第3項第3号)

諮問のあった事項については、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するうえで必要と判断し、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、取得禁止を原則とする趣旨を踏まえ、取得する個人情報の範囲やその必要性について十分検討のうえ、運用することが必要であると考えられる。

2 本人からの取得の原則の例外事項について (改正条例第4条第4項第8号)

諮問のあった事項については、個人情報を取り扱う事務の目的の達成や円滑な実施を確保するうえで必要と判断し、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、本人取得を原則とする趣旨を踏まえ、取得する個人情報の範囲やその必要性について十分検討のうえ、運用することが必要であると考えられる。

3 目的外の利用・提供制限の例外事項について (条例第6条第1項第8号)

諮問のあった事項については、公益上の必要性その他相当の理由があり、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則を踏まえ、利用又は提供する個人情報の内容やその必要性について十分検討のうえ、運用することが必要であると考えられる。

4 電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項について (改正条例第7条第2項)

諮問のあった事項については、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられており、かつ、公益上の必要性があるものと認められる。

5 個人情報取扱事務登録簿の除外事項について (改正条例第11条第2項第3号)

諮問のあった事項については、妥当な内容と認められる。

## 1 思想、信条等に関する個人情報の取得の制限の例外事項（改正条例第4条第3項第3号）

類型	取得する理由
②争訟、交渉関係 ・争訟、交渉等の事務において、個人情報を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>争訟、交渉等に関する事務において事案の内容によっては、当事者の思想、信条等に関する個人情報等が含まれている場合があるが、これらの個人情報は、当事者から一方的に提供されるものであり、その性質上選択の余地がない。</li> <li>真の所有者や権利者を確認するため個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul>
③申請、届出関係 ・申請、届出等に関する事務において、個人情報を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種の申請、届出等に係る事務処理に当たっては、要件審査等のため、申請者等から身体に関する個人情報等を取得することが必要な場合がある。</li> <li>申請等の内容によっては、本人の意思により思想、信条及び信教に関する個人情報が提供され、取得せざるを得ない場合がある。</li> </ul>
④相談関係 ・県民等からの相談、苦情、要望、陳情、通報その他（作文・論文等）において、相談者等の意思により個人情報が提供され、取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、取得を拒むことはできない。</li> <li>相談等に適切に対応するためには、個人情報を的確に把握することが必要な場合がある。</li> </ul>
⑤出版、報道関係 ・一般に入手できる刊行物等から、個人情報を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>出版、報道等により公にされた個人情報は、不特定多数の者が知り得る状態にあることから、事務の目的の範囲内で取得するのであれば、個人情報保護上の問題が発生するおそれが少ない。しかし、情報のすべてが正確なものとは限らないことから、出典等を明示しておくことが望ましい。</li> </ul>
⑯職員の人事管理関係 ・職員の任免等を行うに当たり、個人情報を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の配置等の人事管理を適切に行うに当たっては、職員の身体等に関する個人情報を取得する必要がある。</li> </ul>

## 2 本人からの取得の原則の例外事項（改正条例第4条第4項第8号）

類型	本人以外の者から取得する理由
②争訟、交渉関係 ・訴訟、交渉等の事務において、権利関係や評価等に関する個人情報を法務局等から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を担保することができない場合があり、当該事務の目的の達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。</li> </ul>
③申請、届出関係 ・申請、届出等に関する事務において、申請等に伴い提出された書類の中に申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合 ・貸付制度等の申請において金融機関等から借受者の償還状況等に関する個人情報を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付、融資、許認可等の事務に際し、要件審査等に必要な情報について、客観性や正確性を担保するため、本人以外の者から取得することが必要な場合がある。</li> <li>申請、届出の必要記載事項として、本人以外の個人情報を取得する場合がある。</li> <li>貸付制度等において適切に運営するためには、借受者の償還状況や保証人の資産状況等の個人情報を正確に把握する必要がある。</li> </ul>
④相談関係 ・県民等からの相談、苦情、要望、陳情、通報等において、その内容に本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、本人以外の個人情報が提供される場合には、その取得を拒むことができないことがある。</li> <li>相談等に適切に対応するためには、相談者以外の者に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul>
⑩職員の人事管理関係 ・職員、委員の任免を行うに当たり、対象者に関する個人情報を本人以外の者から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>任用等に当たっての適格性の審査や免職等の懲戒処分に当たっての事案に応じた的確な処理等を行うため、本人以外の者から取得することが必要な場合がある。</li> </ul>
⑪資料収受関係 ・実施機関以外の者から送付された資料等の中に個人情報が含まれている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体等から送付される資料に名簿等の個人情報が含まれることがある。</li> <li>報告書等の一部に個人情報がある場合、当該部分を除いて取得することが困難である。</li> </ul>

## 3 目的外の利用・提供制限の例外事項（改正条例第6条第1項第8号）

類型	利用・提供する理由
②争訟関係 ・訴訟当事者である県又は実施機関が訴訟資料として裁判所に保有個人情報を提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>県又は実施機関が訴訟の当事者である場合、十分な主張立証を尽くして公正・妥当な訴訟を遂行するためには、訴訟資料として保有個人情報を裁判所に提出することが必要な場合がある。</li> </ul>
③報道関係 ・報道機関への公表や報道機関等からの取材、要請等に応じて、保有個人情報を提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる保有個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断し、公表することが社会通念上許容される範囲である場合は、報道機関に発表し、又は取材に応じることが必要な場合がある。</li> <li>特に、犯罪、事故等特別な理由がある場合は、公表することが公益上必要な場合がある。</li> </ul>

#### 4 電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項（改正条例第7条第2項）

類型	提供の必要性
①インターネットを活用した保有個人情報の提供であって右に掲げる要件を満たすもの	<p>インターネットの活用により、県においてもホームページを活用して県民に行政情報を提供している。インターネットは、情報の即時性、最新性、経費の低廉性等の特性から情報提供の重要な手段となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、実施機関がインターネットを活用して個人情報を提供する場合は、次に掲げる要件を満たすこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 インターネットを活用して個人情報を提供することに、県民サービスの向上、住民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要性が認められること。</li> <li>2 インターネットの活用による個人情報の提供内容が、社会通念上許される範囲内のものであること。</li> <li>3 ホームページの内容等が、改ざんされないよう、不正アクセスの防止等に対して適切な措置が講じられていること。</li> </ol>

#### 5 個人情報取扱事務登録簿の除外事項（改正条例第11条第2項第3号）

類型	登録の対象から除く理由
①国又は地方公共団体の職員又は職員であった者的人事、給与、福利厚生等に関する事務	県職員と同様、その存在及び利用方法も一般に当事者たる職員又は職員であった者によく知られていることに加え、それぞれの機関において当事者たる職員又は職員であった者が当該事務の内容を知り得ることから対象除外とするもの
②資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務	資料その他の物品等の送付や連絡の目的で利用され、送付や連絡に必要な事項のみを記録するもので、登録して一般の閲覧に供する意義が乏しいことから対象除外とするもの
③一般に入手することができる刊行物等に掲載された個人情報のみを取り扱う事務	刊行物等に掲載され、一般に広く個人情が知らされているものであり、登録して一般の閲覧に供する意義が乏しいことから対象除外とするもの
④文書管理上、文書の保存期間が定められておらず、事務の目的達成後廃棄されることとなる個人情報を取り扱う事務	公文書として保存の対象とされておらず、また、事務の目的が達成されれば廃棄されるものであることから、登録して一般の閲覧に供する意味が乏しく対象除外とするもの